

第3次 相生市男女共同参画プラン(案)に対する市民意見の募集について

平成25年3月に策定しました「第2次 相生市男女共同参画プラン」を改め、「第3次 相生市男女共同参画プラン(案)」を策定いたしました。

つきましては、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正した時は、修正内容と理由をあわせて公表いたします。

1 計画策定の目的

本プランは、男女が互いにその人権を尊重し、責任も分かち合い、性別にかかわらず自らの個性と能力が十分に発揮できる社会である男女共同参画社会の実現に向けた指針となるものであり、市民の皆様と一体となって男女共同参画社会への実現に向けた取り組みを図ってまいります。

2 意見を提出できる方

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 本市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 本市に対し納税義務を有するもの
- (6) 意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

3 意見の提出期間

令和4年12月28日（水曜日）から令和5年1月31日（火曜日）まで（郵送の場合は当日の消印有効）

4 計画（案）の閲覧方法

令和4年12月28日（水曜日）より市のホームページまたは公文書公開コーナー、地域振興課窓口

5 意見の提出方法

住所、氏名等を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出して下さい。様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

- (1)郵便 〒678-0031 相生市旭一丁目2番10号
相生市市民生活部地域振興課まちづくり推進係
- (2)ファクシミリ 0791-23-7137
- (3)電子メール machizukuri@city.aioi.lg.jp

6 その他

公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名及び住所を公開することはありません。また、頂きましたご意見に対しては、市ホームページで回答いたしますのでご了承ください。

7 問い合わせ先

〒678-0031
相生市旭一丁目2番10号
相生市市民生活部地域振興課まちづくり推進係
電話 0791-23-7130